

資料編

1 石巻市地域福祉計画策定の経過

会議の名称等	検討内容等
開催または実施年月日	
令和2年度 第1回石巻市地域福祉計画庁内検討部会	(1) 令和元年度の第3期地域福祉計画事業実績について (2) 第4期地域福祉計画の策定方針（案）について
令和2年7月31日	
令和2年度 第1回石巻市地域福祉委員会	(1) 第3期地域福祉計画の進捗状況、評価について (2) 第4期地域福祉計画の策定方針（案）について (3) 各アンケート（市民、民生委員児童委員）調査票素案について
令和2年9月2日	
令和2年度 第2回石巻市地域福祉計画庁内検討部会	(1) 第3期地域福祉計画の評価・検証について (2) 各種団体（NPO、ボランティア等）アンケート調査票（案）について
令和2年10月22日	
地域福祉に関するアンケート調査等実施	(1) 市民、民生委員児童委員へのアンケート調査 (2) 各種団体（NPO、ボランティア等）へのアンケート及びヒアリング調査
令和2年10月～令和3年1月	
令和2年度 第3回石巻市地域福祉計画庁内検討部会	(1) 各種アンケート調査の結果報告について (2) 各種団体ヒアリングの結果報告について (3) 令和3年度計画策定スケジュール（案）について
令和3年2月18日	
令和2年度 第2回石巻市地域福祉委員会	(1) 各アンケート調査結果報告について (2) 第3期石巻市地域福祉計画の評価について (3) 第4期石巻市地域福祉計画策定スケジュール（案）について
令和3年3月24日	※書面開催
令和3年度 第1回石巻市地域福祉計画庁内検討部会	(1) 石巻市地域福祉計画（骨子案）について (2) 令和3年度計画策定スケジュール（案）について
令和3年5月19日	
令和3年度 第1回石巻市地域福祉委員会	(1) 石巻市地域福祉計画（第4期）骨子案について (2) 令和3年度石巻市地域福祉計画（第4期）策定スケジュールについて
令和3年6月2日	
令和3年度 第2回石巻市地域福祉計画庁内検討部会	(1) 石巻市地域福祉計画（第4期）素案構成について
令和3年7月20日	
令和3年度 第2回石巻市地域福祉委員会	(1) 石巻市地域福祉計画（第4期）素案構成について ※書面開催
令和3年8月27日	

会議の名称等	検討内容等
開催または実施年月日	
令和3年度 第3回石巻市地域福祉計画庁内検討部会 令和3年9月30日	(1) 石巻市地域福祉計画（第4期）素案について
令和3年度 第3回石巻市地域福祉委員会 令和3年10月13日	(1) 石巻市地域福祉計画（第4期）素案について (2) 令和3年度石巻市地域福祉計画（第4期）策定スケジュールについて
パブリックコメントの実施 令和3年12月13日 ～令和3年12月28日	石巻市地域福祉計画（第4期）（案）への意見募集
令和3年度 第4回石巻市地域福祉計画庁内検討部会 令和4年1月21日	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 石巻市地域福祉計画（第4期）（案）について
令和3年度 第4回石巻市地域福祉委員会 令和4年2月3日	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 石巻市地域福祉計画（第4期）（案）について ※書面開催

2 石巻市地域福祉委員会条例

令和2年3月17日条例第7号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく石巻市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び推進を図るため、石巻市地域福祉委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の組織に所属する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉業務に携わる者
- (4) 各種福祉団体に関係する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 地域福祉に関心を有する者で一般公募によるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(最初の委員会の招集)

3 委員が委嘱された後、最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

3 石巻市地域福祉委員会委員名簿

No.	氏名	区分	役職	備考
1	阿部 光彦	第1号	石巻市ボランティア連絡協議会会长	
2	井上 誠一	第1号	石巻市地域連携會議副会長	
3	荒木 裕美	第1号	いしのまき人財・地域創生會議副会長	
4	阿部 紀代子	第1号	石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略 推進會議副会長	
5	照井 孫久	第2号	石巻専修大学非常勤講師（人間学部）	会長
6	木村 寅吉	第3号	稻井地区民生委員児童委員協議会会长	
7	近藤 裕紀	第4号	特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会 事務局長	
8	大橋 巳津子	第4号	社会福祉法人なかよし会理事	
9	秋山 喜弘	第4号	石巻市身体障害者福祉協会会长	
10	渋谷 敏子	第4号	石巻市老人クラブ連合会副会長	
11	竹中 也寸志	第4号	特別養護老人ホーム和香園施設長	
12	佐藤 文彦	第4号	石巻市在宅医療・介護連携等推進會議座長	
13	阿部 由紀	第4号	石巻市社会福祉協議会生活支援課長	副会長
14	須藤 敏一	第5号	宮城県東部保健福祉事務所 地域保健福祉部副参事兼総括次長	
15	田口 雄太	第6号	公募委員	
16	谷 碧	第6号	公募委員	

※任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

第1号委員：地域住民の組織に所属する者

第2号委員：学識経験を有する者

第3号委員：福祉業務に携わる者

第4号委員：各種福祉団体に関係する者

第5号委員：関係行政機関の職員

第6号委員：地域福祉に関心を有する者で一般公募によるもの

4 用語解説

【あ 行】

I C T

Information and Communication Technology の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

悪性新生物

「悪性腫瘍」のことで『がん』とも呼ばれる。組織細胞が何らかの原因で変異し増殖を続け、他の組織との境界に侵食しながら体の正常な組織を破壊する。

石巻市ささえあいセンター

市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の円滑な連携によるサービスの提供、地域住民相互の支え合いの推進、複合的な生活課題に対する包括的な相談支援など、地域包括ケアを推進する中核的な拠点施設。

S N S

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネット上において、利用者同士のつながりを支援するためのサービス。LINE、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどが有名。

S D G s

Sustainable Development Goals の略で日本語訳は「持続可能な開発目標」。2015年9月の国連サミットで193カ国の加盟国が全会一致で採択した、2030年までの開発目標で、17の目標などで構成されている。「誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していくような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標。

N P O

Non-Profit Organization の略であり、「民間非営利組織」と訳され、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称を「N P O法人」という。

【か 行】

介護予防

介護保険制度に導入された概念。高齢者が、寝たきり等の要介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化するがないようにすることを意味する。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

基幹相談支援センター

障害の種別及び各種ニーズに対応した総合的な相談や専門的な相談を行うほか、地域の相談事業所に対する専門的な指導や助言、人材育成支援など、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみを設置している。

キヤップハンディ体験

ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験することで、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境、障害に対する理解を深めてもらう活動。

協力雇用主

犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、改善更生に協力する事業主をいう。

K G I

Key Goal Indicator の略。数値目標。定量的に示した最終的な目標（ゴール）。

K P I

Key Performance Indicator の略。重要業績評価指標。K G I 達成までの各プロセスの達成度をはかるもので、ゴールまでの中間指標となる。K P I は最新の総合計画や関連計画等に基づき設定する。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

子育て世代包括支援センター

子育て世代への支援体制を強化するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援をコーディネートし、相談支援体制の充実及び関係機関との連携強化に向けた取組を行っている。

子育て世代包括支援センター（基本型）

福祉部子育て支援課に総合窓口を設置するとともに、委託により民間子育て支援団体にも相談窓口を設置し、子育て家庭の相談支援とつなぎ役、地域にある施設、事業の総合的な情報集約を実施し、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行う。

子育て世代包括支援センター（特定型）

保育施設に関する相談を行う。

子育て世代包括支援センター（母子保健型）

妊娠期から子育て期までの母子保健等に関する相談や、手厚い支援を要するものに対する支援プランを策定し、そのプランに基づき継続的に支える。また、妊産婦等が必要な母子保健サービス等の情報提供を行う。

子ども食堂

NPOや地域住民のボランティア及び自治体等による、貧困家庭や孤食の子どもが一人でも利用できる、無料、または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場所。また、地域の交流や見守りの場としての役割も担っている。

【さ 行】

災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っている。

CSR

Corporate Social Responsibility の略であり、企業の社会的責任と訳される。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

次世代型地域包括ケアシステム

高齢者を対象に、誰もが住み慣れた地域で、「医療・介護・予防・生活支援・住まい」などのサービスが包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムを、子どもや障害者、生活困窮者等すべての市民に拡大した仕組みのこと。

住宅確保要配慮者

低額所得者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、外国人等の住宅の確保に配慮が必要な人のこと。

小1の壁

共働き家庭やひとり親家庭において、子どもが保育園から小学校に入学した際、小学校では親の退社時間まで子どもを預かることができなくなるために親が直面する問題のこと。

心疾患

心臓に何らかの障害が起き、それにより血液の循環不全によって引き起こされる病気の総称であり、心臓病や心筋梗塞などが挙げられる。

ずっと住みたい地域づくり支援事業

身近な地域をより住みやすくするために、市民の手で身近な地域の不安や課題を解決し、市と協働による地域づくりを進めるための仕組みづくりのこと。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

生活習慣病

食事や不規則な生活等の生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常（高脂血症）、高血圧、肥満等の疾患の総称。

成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害があるなどで判断能力が十分でない人の日常生活を法律的に支援する仕組み。家庭裁判所によって選任された後見人等が、財産管理や契約の代理や取り消し、介護・医療へのサポート等を行う。本人や配偶者、4親等内の親族などが家庭裁判所に対し、制度を利用するための申立を行うことができる。

【た 行】

多職種連携会議

東日本大震災後に実施してきたエリアミーティングの機能を継続し包括的な相談支援体制と位置づけ、市や関係機関等の支援者が地域住民の困りごとや埋もれている社会資源などを拾い上げ、解決に向けたつなぎ先を検討する場。

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

地域福祉コーディネーター（C S C）

地域において、要援護者に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行う福祉の専門職。

中1ギャップ

小学校を卒業して中学校へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルなどになじめず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりする現象のこと。

超高齢社会

高齢化率が人口の21%を超えている社会。

【な 行】

日常生活自立支援事業

認知症・知的障害・精神障害があるなどで判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業。愛称は「まもりーぶ」。

認知症

加齢に伴う脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく症状。「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」「レビー小体型認知症」等の種類がある。

認知症ケアパス

認知症の状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかの概略を示したもの。

認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助け等を本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が平成17(2005)年度より実施している「認知症を知り地域をつくる10か年」の構想の一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」によるもの。

認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じすべての期間を通じて必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要である。このため、市町村ごとに、地域包括支援センター、市町村、認知症疾患医療センター等に認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

認定率

高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合。なお、認定率の計算において使用する被保険者数は、介護認定者の施設入所等に伴う住所地の関係で住民基本台帳の高齢者人口とは一致しないことがある。

ネグレクト

幼児・児童・高齢者・障害者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。

脳血管疾患

脳の血液のトラブルによって、脳細胞が破壊される病気の総称であり、主に「出血性脳血管疾患」と「虚血性脳血管疾患」に分類される。

【は 行】

8050 問題

80 代の親と 50 代の子どもの組み合わせによる生活問題。ひきこもりの子を持つ家庭が高齢化し、50 代の中高年のひきこもりの子を 80 代の親が面倒を見るケースが増えているという社会問題のこと。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられている。

避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人を指す。

福祉避難所

災害時に特別な配慮を必要とする要支援者を対象とした、バリアフリー等の機能を備えた避難所のこと。

復興枠

震災後に整備された新市街地や復興公営住宅等のように、人口の増加が見込まれる地域で町内会や行政区が未設置の箇所は民生委員・児童委員の定数確定が難しいことから、そのような地域に民生委員・児童委員を加配する場合のために設定した枠のこと。

フレイル

要介護状態に至る前段階として位置付けられ、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

防災ネットワーク

自主防災組織や町内会等を指し、災害時に備え、名簿を活用した地域による支援体制づくりを行っている。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱され、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

ボランティアセンター

ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

【ま 行】

民生委員・児童委員

担当地域内の市民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する「社会調査活動」、地域住民が抱える問題の相談を受ける「相談活動」、社会福祉の制度やサービスの内容や情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」を行っており、地域福祉の増進の重要な役割を担っている。

【や 行】

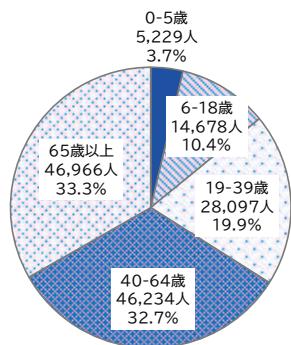
ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

5 地区ごとの状況（地区カルテ）

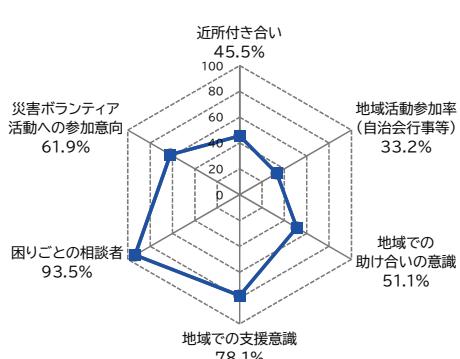
（参考）地区カルテの見方（※例は市全体）

【令和2年9月末現在人口】



全体:141,204人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) —■— 全体(n=987)

【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	110箇所	子育て支援施設	15箇所
歯科医院	67箇所	保健福祉施設	16箇所
公立保育所（園）	24箇所	介護保険施設・事業所	256箇所
私立保育所（園）	26箇所	障害者施設・事業所	136箇所
認定こども園	4箇所	公民館・集会所	310箇所
幼稚園	10箇所	復興公営住宅	4,383戸
放課後児童クラブ	48箇所	既存市営住宅	1,258戸

※令和2年9月末現在人口については、「住民基本台帳（行政区別人口）」を基礎データとしております。

各データの説明等

■アンケート調査（一般市民調査）結果

指標	内容
近所付き合い	近所で困りごとの相談ができる、会えば立ち話をする人がいるの割合の合計
地域活動参加率（自治会行事等）	よく参加している、ときどき参加しているの割合の合計
地域での助け合いの意識	全体的にあると思う、部分的にあると思うの割合の合計
地域での支援意識	すすんでしたい、できる範囲でしたいの割合の合計
困りごとの相談者	困りごとの相談者がいると回答した市民の割合の合計（全ての回答から誰もいない・思いつかない、無回答を除いた割合の合計）
災害ボランティア活動への参加意向	自分の住んでいる地域なら活動する、市内なら活動する、どこでも活動するの割合の合計

※アンケート調査の概要については、P.10に掲載しております。

※アンケート調査結果内の「n」とは、調査数（number of cases）の略で、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことです。

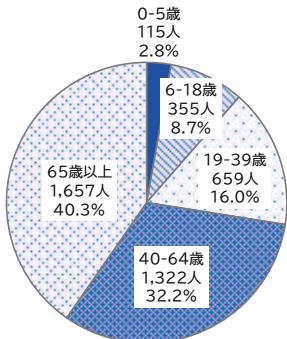
■地区内の主な施設の出典

施設種別	出典元
病院・一般診療所	宮城県医療機関名簿（令和3年10月1日現在）
歯科医院	宮城県医療機関名簿（令和3年10月1日現在）
公立保育所（園）	石巻市（令和3年4月1日現在、休止中含む）
私立保育所（園）	石巻市（認可保育所、小規模保育事業所等、令和3年4月1日現在）
認定こども園	石巻市（令和3年4月1日現在）
幼稚園	石巻市（令和3年4月1日現在）
放課後児童クラブ	石巻市（令和3年4月1日現在、休止中含む）
子育て支援施設	石巻市（児童館、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター等、令和3年4月1日現在）
保健福祉施設	石巻市（保健センター、老人福祉センター、総合福祉会館等、令和3年3月31日現在）
介護保険施設・事業所	石巻市（介護サービス事業所一覧、令和3年9月1日現在）
障害者施設・事業所	石巻圏域の障害福祉サービス等事業所（令和2年3月現在）
公民館・集会所	石巻市（公民館、地区集会所、コミュニティセンター、老人憩いの家等、令和3年1月1日現在）
復興公営住宅	石巻市（令和3年12月27日現在、既存借上型市営住宅を除く）
既存市営住宅	石巻市（令和3年12月27日現在、既存借上型市営住宅を除く）

(1) 石巻地区

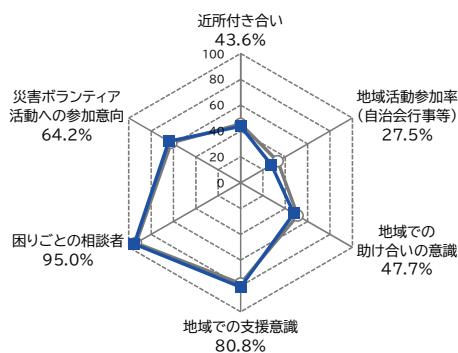
総人口は4,108人と6番目に少なく、高齢化率は40.3%と5番目に高い。各種施設が揃っている。地域活動参加率が全体をやや下回る。

【令和2年9月末現在人口】



石巻地区:4,108人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) —■— 石巻地区(n=218)

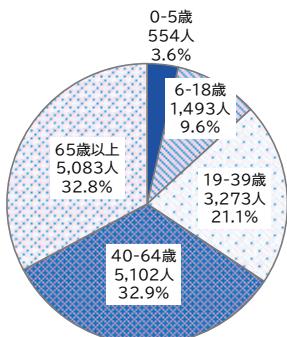
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	6箇所	子育て支援施設	1箇所
歯科医院	5箇所	保健福祉施設	3箇所
公立保育所(園)	1箇所	介護保険施設・事業所	5箇所
私立保育所(園)	—	障害者施設・事業所	6箇所
認定こども園	—	公民館・集会所	5箇所
幼稚園	1箇所	復興公営住宅	208戸
放課後児童クラブ	2箇所	既存市営住宅	—

(2) 住吉地区

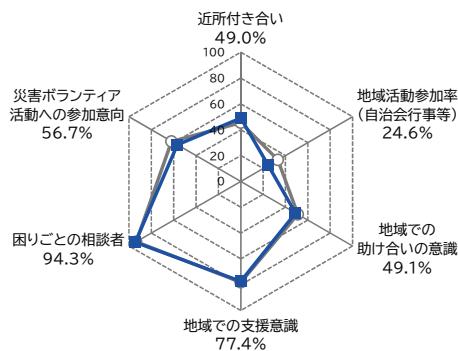
総人口は15,505人と3番目に多く、高齢化率は32.8%と6番目に低い。各種施設が揃っている。地域活動参加率、災害ボランティア活動への参加意向が全体をやや下回る。

【令和2年9月末現在人口】



住吉地区:15,505人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) —■— 住吉地区(n=53)

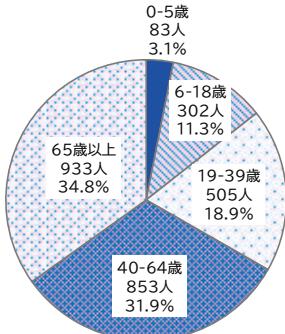
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	17箇所	子育て支援施設	1箇所
歯科医院	17箇所	保健福祉施設	1箇所
公立保育所(園)	2箇所	介護保険施設・事業所	29箇所
私立保育所(園)	5箇所	障害者施設・事業所	12箇所
認定こども園	—	公民館・集会所	13箇所
幼稚園	1箇所	復興公営住宅	381戸
放課後児童クラブ	6箇所	既存市営住宅	248戸

(3) 門脇地区

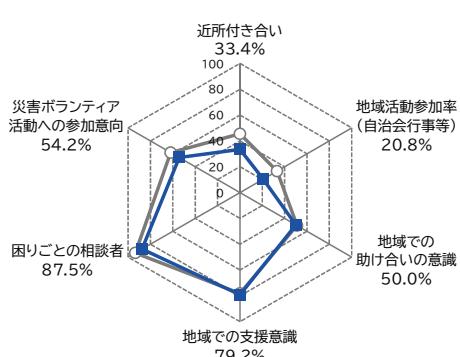
総人口は2,676人と5番目に少なく、高齢化率は34.8%と中頃である。各種施設が少ないため、医療機関以外は他の地区的施設を利用する必要がある。

【令和2年9月末現在人口】



門脇地区:2,676人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) ■ 門脇地区(n=24)

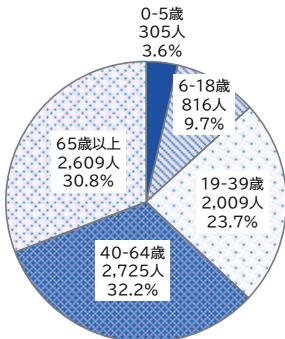
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	2箇所	子育て支援施設	—
歯科医院	1箇所	保健福祉施設	—
公立保育所(園)	—	介護保険施設・事業所	—
私立保育所(園)	—	障害者施設・事業所	—
認定こども園	—	公民館・集会所	2箇所
幼稚園	—	復興公営住宅	151戸
放課後児童クラブ	—	既存市営住宅	—

(4) 湊地区

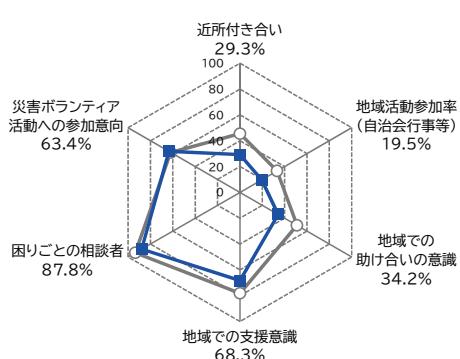
総人口は8,464人と市内では中頃で、高齢化率は30.8%と3番目に低い。各種施設が揃っている。近所付き合いや地域活動参加率、助け合いの意識等は全体を下回る。

【令和2年9月末現在人口】



湊地区:8,464人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) ■ 湊地区(n=41)

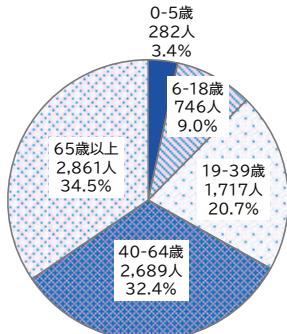
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	5箇所	子育て支援施設	1箇所
歯科医院	1箇所	保健福祉施設	1箇所
公立保育所(園)	1箇所	介護保険施設・事業所	17箇所
私立保育所(園)	1箇所	障害者施設・事業所	10箇所
認定こども園	1箇所	公民館・集会所	8箇所
幼稚園	1箇所	復興公営住宅	428戸
放課後児童クラブ	4箇所	既存市営住宅	80戸

(5) 山下地区

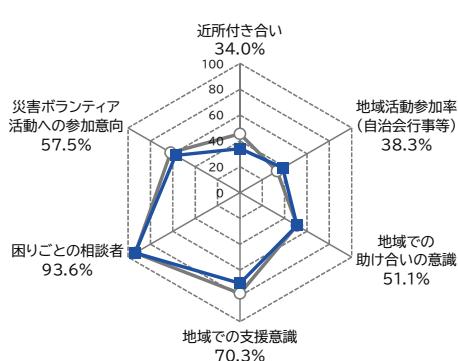
総人口は8,295人、高齢化率は34.5%とともに市内では中頃に位置する。各種施設が揃っているが、保育所や幼稚園等の未就学児の教育・保育施設は幼稚園1箇所のみである。

【令和2年9月末現在人口】



山下地区:8,295人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) ■ 山下地区(n=47)

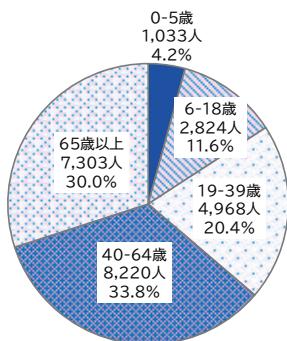
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	11 箇所	子育て支援施設	1 箇所
歯科医院	8 箇所	保健福祉施設	1 箇所
公立保育所(園)	—	介護保険施設・事業所	10 箇所
私立保育所(園)	—	障害者施設・事業所	3 箇所
認定こども園	—	公民館・集会所	7 箇所
幼稚園	1 箇所	復興公営住宅	11 戸
放課後児童クラブ	3 箇所	既存市営住宅	—

(6) 蛇田地区

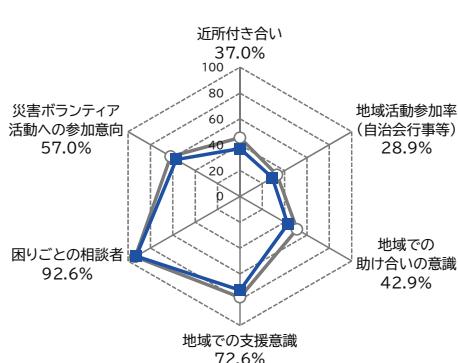
総人口は24,348人と最も多く、高齢化率は30.0%と2番目に低い。復興公営住宅・既存市営住宅の戸数は市内で最も多く。近所付き合いや地域での助け合いの意識は全体をやや下回る。

【令和2年9月末現在人口】



蛇田地区:24,348人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) ■ 蛇田地区(n=135)

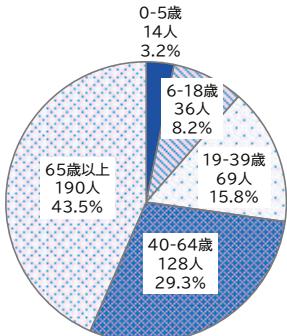
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	24 箇所	子育て支援施設	2 箇所
歯科医院	13 箇所	保健福祉施設	—
公立保育所(園)	2 箇所	介護保険施設・事業所	37 箇所
私立保育所(園)	9 箇所	障害者施設・事業所	29 箇所
認定こども園	—	公民館・集会所	19 箇所
幼稚園	2 箇所	復興公営住宅	1,228 戸
放課後児童クラブ	7 箇所	既存市営住宅	276 戸

(7) 荻浜地区

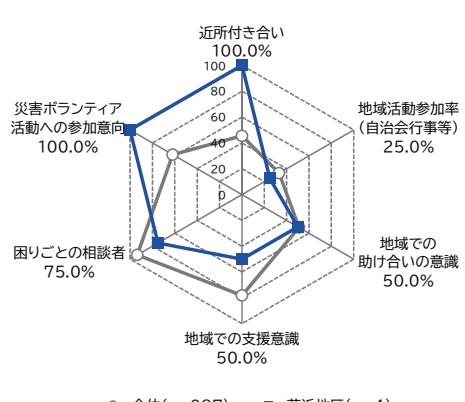
総人口は437人と最も少なく、高齢化率は43.5%と4番目に高い。各種施設は少ないため、他の地区的施設を利用する必要がある。

【令和2年9月末現在人口】



荻浜地区:437人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) —■— 荻浜地区(n=4)

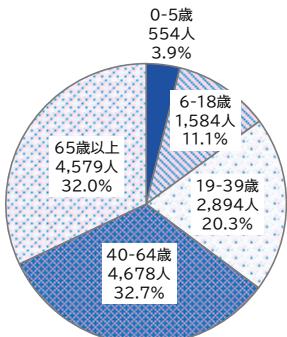
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	—	子育て支援施設	—
歯科医院	—	保健福祉施設	—
公立保育所(園)	1箇所	介護保険施設・事業所	—
私立保育所(園)	—	障害者施設・事業所	—
認定こども園	—	公民館・集会所	13箇所
幼稚園	—	復興公営住宅	27戸
放課後児童クラブ	—	既存市営住宅	—

(8) 渡波地区

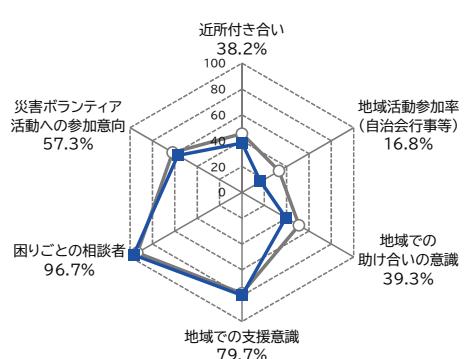
総人口は14,289人と5番目に多く、高齢化率は32.0%と5番目に低い。復興公営住宅の戸数は3番目に多い。地域活動参加率や地域での助け合いの意識は全体を下回る。

【令和2年9月末現在人口】



渡波地区:14,289人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) —■— 渡波地区(n=89)

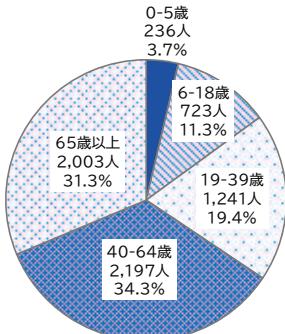
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	4箇所	子育て支援施設	1箇所
歯科医院	5箇所	保健福祉施設	1箇所
公立保育所(園)	1箇所	介護保険施設・事業所	21箇所
私立保育所(園)	4箇所	障害者施設・事業所	9箇所
認定こども園	—	公民館・集会所	16箇所
幼稚園	1箇所	復興公営住宅	591戸
放課後児童クラブ	5箇所	既存市営住宅	102戸

(9) 稲井地区

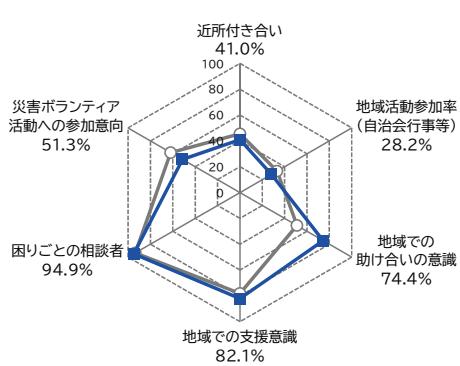
総人口は6,400人と市内では中頃に位置し、高齢化率は31.3%と4番目に低い。地域活動参加率や災害ボランティア活動への参加意向は低めだが、地域での助け合いの意識が高い。

【令和2年9月末現在人口】



稻井地区:6,400人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) ■—■ 稲井地区(n=39)

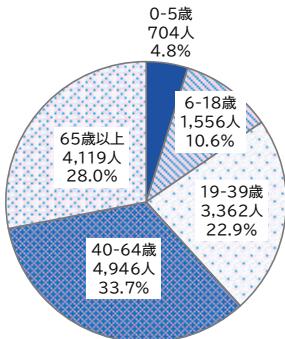
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	1箇所	子育て支援施設	—
歯科医院	—	保健福祉施設	—
公立保育所（園）	1箇所	介護保険施設・事業所	17箇所
私立保育所（園）	1箇所	障害者施設・事業所	6箇所
認定こども園	—	公民館・集会所	20箇所
幼稚園	1箇所	復興公営住宅	—
放課後児童クラブ	3箇所	既存市営住宅	75戸

(10) 釜・大街道地区

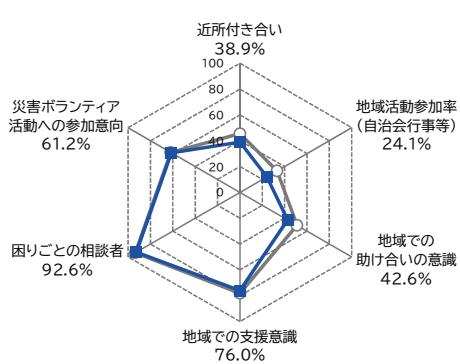
総人口は14,687人と4番目に多く、高齢化率は28.0%と最も低い。復興公営住宅の戸数は2番目に多い。近所付き合いや地域での助け合いの意識は全体を下回る。

【令和2年9月末現在人口】



釜・大街道地区:14,687人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) ■—■ 釜・大街道地区(n=54)

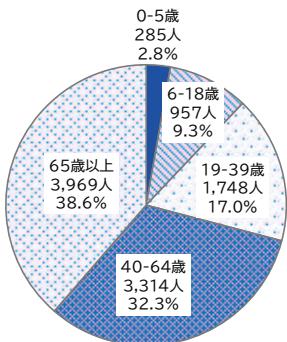
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	11箇所	子育て支援施設	2箇所
歯科医院	6箇所	保健福祉施設	—
公立保育所（園）	2箇所	介護保険施設・事業所	33箇所
私立保育所（園）	4箇所	障害者施設・事業所	27箇所
認定こども園	1箇所	公民館・集会所	7箇所
幼稚園	—	復興公営住宅	718戸
放課後児童クラブ	3箇所	既存市営住宅	26戸

(11) 河北地区

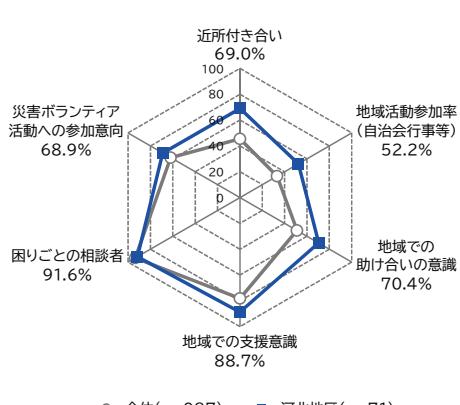
総人口は10,273人は6番目に多く、高齢化率は38.6%と6番目に高い。各種施設が揃っており、近所付き合いや地域活動参加率等、地域への参加意識が高い。

【令和2年9月末現在人口】



河北地区:10,273人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) —■— 河北地区(n=71)

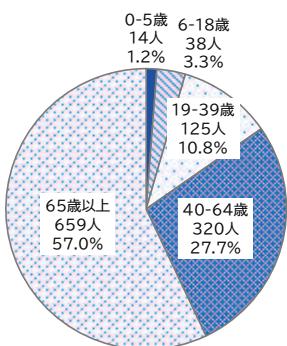
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	4箇所	子育て支援施設	1箇所
歯科医院	3箇所	保健福祉施設	1箇所
公立保育所(園)	4箇所	介護保険施設・事業所	17箇所
私立保育所(園)	—	障害者施設・事業所	9箇所
認定こども園	—	公民館・集会所	42箇所
幼稚園	1箇所	復興公営住宅	270戸
放課後児童クラブ	3箇所	既存市営住宅	200戸

(12) 雄勝地区

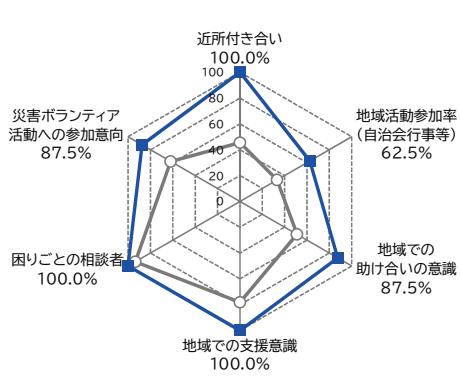
総人口は1,156人と2番目に少なく、高齢化率は57.0%と最も高い。保健福祉施設以外の各種施設があるが、0-5歳が1.2%のため、未就学児の教育・保育施設は1箇所のみである。

【令和2年9月末現在人口】



雄勝地区:1,156人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) —■— 雄勝地区(n=8)

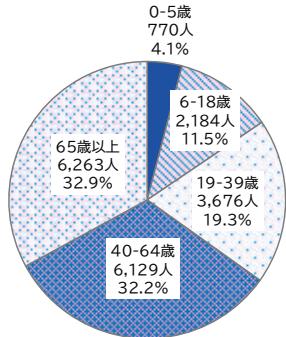
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	2箇所	子育て支援施設	1箇所
歯科医院	1箇所	保健福祉施設	—
公立保育所(園)	1箇所	介護保険施設・事業所	3箇所
私立保育所(園)	—	障害者施設・事業所	4箇所
認定こども園	—	公民館・集会所	18箇所
幼稚園	—	復興公営住宅	94戸
放課後児童クラブ	—	既存市営住宅	1戸

(13) 河南地区

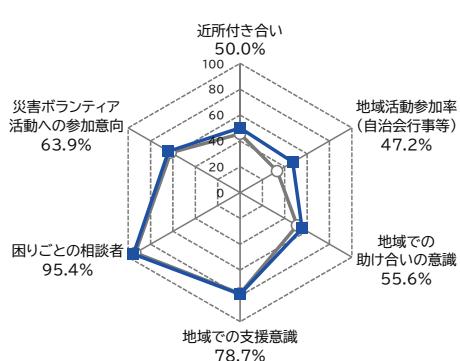
総人口は19,022人と2番目に多く、高齢化率は32.9%と市内では中頃に位置する。介護保険施設・事業所数は市内で最も多い。地域活動参加率が高い。

【令和2年9月末現在人口】



河南地区:19,022人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) —■— 河南地区(n=108)

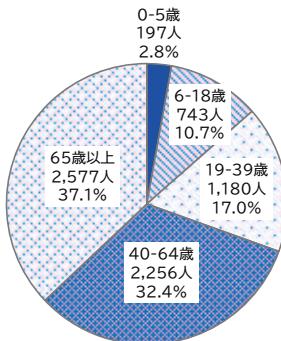
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	12箇所	子育て支援施設	1箇所
歯科医院	4箇所	保健福祉施設	2箇所
公立保育所(園)	5箇所	介護保険施設・事業所	43箇所
私立保育所(園)	2箇所	障害者施設・事業所	14箇所
認定こども園	1箇所	公民館・集会所	63箇所
幼稚園	—	復興公営住宅	60戸
放課後児童クラブ	8箇所	既存市営住宅	116戸

(14) 桃生地区

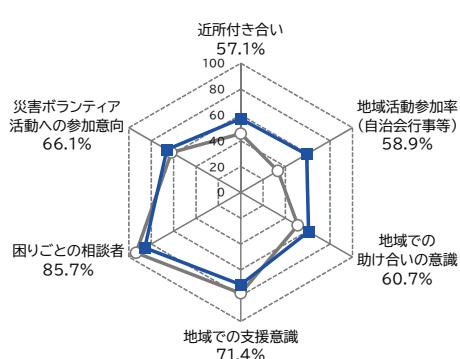
総人口は6,953人、高齢化率は37.1%とともに中頃である。市内に16箇所ある保健福祉施設のうち、4箇所が地区内にある。近所付き合いや地域活動参加率、助け合いの意識が高い。

【令和2年9月末現在人口】



桃生地区:6,953人

【アンケート調査結果】



—○— 全体(n=987) —■— 桃生地区(n=56)

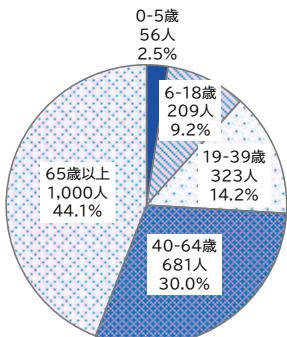
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	4箇所	子育て支援施設	1箇所
歯科医院	2箇所	保健福祉施設	4箇所
公立保育所(園)	1箇所	介護保険施設・事業所	13箇所
私立保育所(園)	—	障害者施設・事業所	6箇所
認定こども園	—	公民館・集会所	43箇所
幼稚園	1箇所	復興公営住宅	—
放課後児童クラブ	2箇所	既存市営住宅	76戸

(15) 北上地区

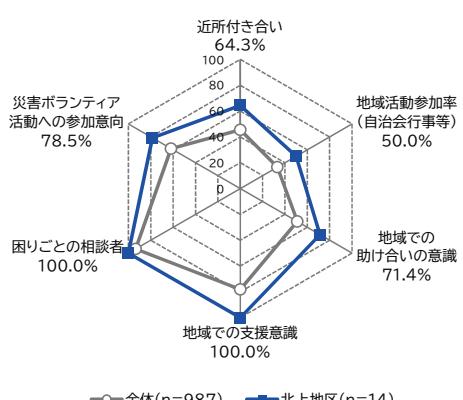
総人口は2,269人と3番目に少なく、高齢化率は44.1%と3番目に高い。障害者施設・事業所を除き各種施設が揃っている。

【令和2年9月末現在人口】



北上地区:2,269人

【アンケート調査結果】



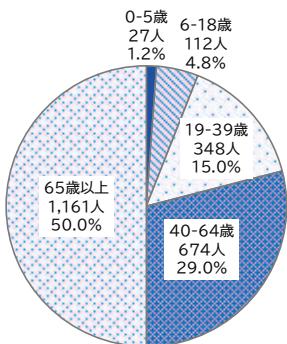
【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	3箇所	子育て支援施設	1箇所
歯科医院	一	保健福祉施設	1箇所
公立保育所（園）	1箇所	介護保険施設・事業所	6箇所
私立保育所（園）	一	障害者施設・事業所	一
認定こども園	1箇所	公民館・集会所	14箇所
幼稚園	一	復興公営住宅	68戸
放課後児童クラブ	1箇所	既存市営住宅	9戸

(16) 牡鹿地区

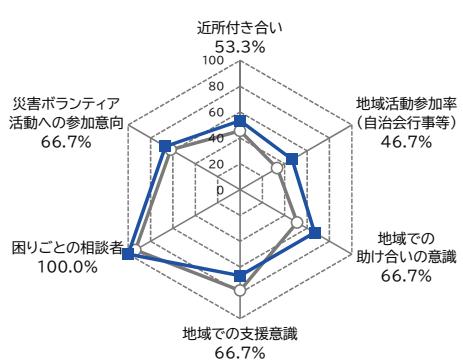
総人口は2,322人と4番目に少なく、高齢化率は50.0%と2番目に高い。各種施設が揃っているが、0-5歳が1.2%のため、未就学児の教育・保育施設は1箇所のみである。

【令和2年9月末現在人口】



牡鹿地区:2,322人

【アンケート調査結果】



【地区内の主な施設】

病院・一般診療所	4箇所	子育て支援施設	1箇所
歯科医院	1箇所	保健福祉施設	1箇所
公立保育所（園）	1箇所	介護保険施設・事業所	5箇所
私立保育所（園）	一	障害者施設・事業所	1箇所
認定こども園	一	公民館・集会所	20箇所
幼稚園	一	復興公営住宅	148戸
放課後児童クラブ	1箇所	既存市営住宅	49戸

6 石巻市組織改編

本市では、令和4年4月1日に組織改編が行われます。

このことに伴い、本計画に掲載されている関係部署は下記のとおりとなります。

掲載ページ	現行部課名	新部課名
24 ページ・本文 51 ページ・本文 59 ページ・表	市民相談センター	総合相談センター
26 ページ・本文 51 ページ・本文・表	虐待防止センター	総合相談センター
30 ページ・表・脚注 85 ページ・用語解説「子育て世代包括支援センター(基本型)」	福祉部子育て支援課	保健福祉部子育て支援課
30 ページ・表 65 ページ・表 ※放課後児童クラブの担当課が変更	福祉部子ども保育課 子ども保育課	保健福祉部子ども保育課 「保育施設」の担当課 子ども保育課 「放課後児童クラブ」の担当課 子育て支援課
30 ページ・表	健康部健康推進課	保健福祉部健康推進課
55 ページ・表 59 ページ・表 78 ページ・表	福祉総務課	保健福祉総務課
57 ページ・表	包括ケア推進室	保健福祉総務課
71 ページ・表	福祉総務課 包括ケア推進室	介護福祉課

石巻市地域福祉計画（第4期）

令和4年3月 発行

発行：石巻市

編集：福祉部福祉総務課

〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号

TEL：0225-95-1111 FAX：0225-22-3454

Eメール：iswelfare@city.ishinomaki.lg.jp

市ホームページ：<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

石巻市地域福祉計画 (第4期)

